

2021 年度

# 京都府予算編成に対する要望書



府民の命と健康を守る京都府立医科大学附属病院

2020 年 11 月

公明党京都府議会議員団



京都府知事 西脇 隆俊 様

## 2021年度京都府予算編成に対する予算要望

### 「コロナ禍を乗り越え新たな京都の構築」をめざして

新型コロナウイルスの感染はパンデミックとなり、国際秩序や世界経済から一人一人の生活にまで大きな影響を与えている。

京都府においても、府民生活をはじめ、観光業、飲食業、ものづくり産業、農林水産業、文化芸術関係など幅広い産業分野で計り知れないほどの影響が生じている。今こそ、府民の間に漂う先行き不安と閉塞感を払拭する為、感染拡大防止と京都経済が抱える課題への対応を進め、さらなる発展に取り組まなければならない。

近年、頻発する激甚災害から府民の生命や財産を守る防災・減災・国土強靱化による府域のインフラ整備も、さらに推進することを強く求めたい。また、コロナ禍を乗り越え、すべての世代が安心できる全世代型社会保障制度の構築等、いずれも急務であり、そのためには地域の様々な声を受け止め多様な府民のニーズに即した課題解決が重要である。

公明党京都府議会議員団は、京都経済の再生、府民福祉の向上、均衡ある府域の発展、共生社会の実現、そして何よりも「コロナ禍を乗り越え新たな京都の構築」をめざし、さらには世界に貢献する京都府であることを求め、2021年度の予算要望を行う。

西脇知事におかれては、この提言を予算編成に反映されることを強く要望する。

2020年11月

公明党京都府議会議員団

団長 林 正樹

代表幹事 諸岡美津

山口 勝

村井 弘

小鍛治 義広



# 重点要望項目

1. コロナ対策における医療・検査体制については、重症者に対応するための病床、PCR検査の拡充を図るとともに、医療機関等における院内感染対策を徹底すること。
2. 依然厳しい状況にある京都観光においては、観光地・繁華街での感染防止対策を徹底するとともに、国の補助金等も活用しながら独自の活性化策を講じること。
3. コロナ禍の影響による京都産業の活性化のため、国による補助金等の十分な活用とともに、業種別による特徴や企業規模による回復力の差異などを見据え、本府による独自の支援策を講じ、倒産や廃業を防止すること。
4. 新型コロナウイルス感染症支援策の申請等は、より簡素化するとともに、国や各市町村との迅速な連携のもと広報に即そう取組むこと。
5. コロナ禍で進められた在宅勤務や新たな働き方の成果や課題を分析し、WITH コロナに対応するための働き方を支援すること。テレワークの推進においては、端末などのハード面とともにソフト面での支援についても積極的に取組むこと。
6. コロナ禍による離職者のため、ジョブパークや関係団体による就業支援を充実させること。
7. コロナ禍において、感染拡大防止対策に努めつつ、生活に必要なサービス提供に取り組んでいるものの、経営状況がひっ迫している医療機関・社会福祉施設等に対し、支援の拡充に取り組むこと。
8. 学校においては、徹底した衛生環境を整備し、適切なクラス人数のもと、ICT活用による対面教育などを積極的に導入すること。
9. コロナ禍の教員負担を軽減するため、サポートスタッフの配置を進めること。

10. 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によって、困窮生徒・学生が経済的理由により修学を断念することがないように支援の拡充を図るとともに、大学再開に向けたWITHコロナ対策を、より一層講じること。
11. オンライン授業の実施に当たっては、児童・生徒の健康を損ねないように配慮したものとすること。また、休業中の授業習得の回復についても、過度にならないようにすること。
12. 京都府総合計画については、新型コロナウイルス感染症の対応など当初計画からの社会状況の変化を検証し、影響ある分野における計画の改定を進めること。
13. 新興・再興感染症に備えた対策については、社会・経済・生活などの分野も踏まえた総合的な計画を策定し、その実施体制を確立すること。
14. 市町村における実効性ある地域防災計画の策定及び地域におけるコミュニティ・タイムラインの策定を支援するとともに、府民によるマイ・タイムライン策定をさらに推進すること。
15. 「子育て環境日本一に向けた職場づくり」については、宣言を行う企業数の目標必達に取り組むとともに、各企業における宣言や行動計画の推進を伴走型で支援すること。
16. 子どもの虐待事案に対し、児童相談所など対応体制の更なる拡充と、市町村、警察、学校、幼稚園、保育園など関係機関との情報共有・連携体制をさらに強化すること。
17. 文化政策の推進
  - (1) コロナ禍における文化芸術活動のあり方として、「京都府文化力による未来づくり条例」に基づき文化芸術自体の発展を図り、公演のあり方、観劇や鑑賞などに新たな方式を構築し、文化芸術活動の経済発展の下支えを行うこと。
  - (2) 京都ならではの地域文化の発掘、文化財の活用を含めた多様な文化施策を展開し、広報周知を行うとともに、府民が幅広くその恩恵を享受できるように取り組むこと。

18. 災害時における、がん患者、透析患者、障がい児者、妊産婦、小児等に対応した医療体制を提供するため、地域医療機関の連携体制の強化、患者への医療情報提供システムの構築を図ること。
19. あらゆる事象に対応し、適切な医療体制を維持できるよう、行政のバックアップのもと、医療機関の業務継続計画の策定の推進を図ること。
20. 性的少数者への不見識な偏見や、当事者が不当な扱いを受ける社会的困難事例などの解決に向け、LGBT、SOGIESC が理解されるよう、啓発活動、相談体制の拡充、教育現場での取り組みを強化し、多様性が尊重される社会の構築を目指すこと。
21. 行政のデジタル化推進にあたっては、AI、ICT を活用し、新型コロナウイルス感染症など、新たな災害に対応し、府民への情報提供や申請をはじめとする行政サービスの飛躍的向上を図ること。あわせて、デジタルデバイド（情報格差）を生じさせない対策も講じること。
22. 京都府における気候変動適応策を推進するため、京都府計画策定と地球気候変動適応センター設置を早期に行うとともに、実効性ある部局横断型の適応策を推進すること。
23. 2021 年に全国で導入される新たな情報発信体制も踏まえ、部局横断型で新たな生活様式に沿った熱中症の対策を強化すること。
24. 就職氷河期世代の就労支援
  - (1) コロナ禍における就職活動状況を踏まえ、とりわけマッチングを丁寧に行うとともに、試行雇用や本採用した際の助成・支援策を構築すること。また、京都府による直接雇用を拡充すること。
  - (2) オール京都での施策推進、幅広い分野への対応を目指した相談窓口の活用、e-ラーニング等を用いた研修の実施等、同世代の安定就業にむけたきめ細やかな支援を行うこと。
  - (3) 積極的に採用する企業を発掘し、ニーズに応じた適切な求人が出来るように各種支援策を講じること。

25. 認知症対策においては、各圏域での京都認知症ケアセンター設置を推進するとともに、認知症リンクワーカーの配備拡充、認知症サポーターの活用などを通じて、地域ぐるみで認知症当事者及び家族を支える体制を強化すること。
26. 京都府のデジタル化に必要なキャッシュレス決済の普及を強力に推進するとともに、府民の利便性を向上し、時代に適応した会計制度を推進するため、収入証紙制度を廃止すること。
27. 女性の活躍推進においては、新型コロナウイルスの感染拡大による雇用や生活への影響について、男女別に調査・分析した上で、課題を抽出し多様な働き方の普及や再就職支援等を推進すること。
28. 教員の過重な勤務状況を改善するため、部活動の休養日設定、外部指導者の採用、地域部活動などを積極的に実施すること。
29. 特殊詐欺対策においては、コロナ禍で給付金や支援金に便乗した、これまでにない巧妙な手口の事例が相次いで発生していることから、特に被害が顕著な高齢者に対する啓発や相談体制を強化するとともに、関係機関・事業者とも連携し、これまで以上に摘発検挙につとめること。
30. 近年頻発する大雨に対応できるよう、総合的広域的な流域治水の観点から、淀川水系や由良川水系並びに各圏域の洪水対策を進めるとともに、市町村や関係団体と連携し雨水流出抑制対策を拡充するなど内水氾濫対策を強化すること。

# 一般要望項目

1. 京都府総合計画の推進においては、数値目標にもとづく客観的な検証を行いながら、重点項目の事業化にあたっては、必要な財源を確保し円滑に進めていくこと。
2. 行財政改革のさらなる推進、未活用府有資産の有効利用や売却による財政確保につとめること。
3. 人口減少地域の活性化策として、府県横断の地域連携を図り、交流人口の増加、医療圏の相互連携強化、企業誘致、お茶産業の活性化を図ること。
4. 多様な再生可能エネルギーの導入をさらに支援するとともに、水素社会の実現にむけた需要喚起とそれに対応する供給体制の拡充を図るなど、再生可能エネルギーの主力電源化に取り組むこと。
5. 関西文化学術研究都市が持つ生産機能のポテンシャルを生かし、舞鶴港のさらなる活用、府域全域の産業の活性化につとめること。また、都市機能を明確化するため、名称の変更も検討すること。
6. 原発事故に備え、広域避難計画に基づく PAZ 及び UPZ 内住民の避難に係る誘導體制、輸送手段の確保、汚染検査及び除染体制の整備、避難先とのマッチングなど、国、関係市町、関西広域連合や事業者と協議を重ねながら体制を強化すること。
7. 洪水、地震、原子力災害などの複合災害に、感染症を加えた総合防災計画を改定し、基礎自治体と協力し防災訓練を実施すること。
8. 防災上の課題がある密集市街地については、避難・延焼防止及び消火救出活動に有効な道路・公園等の整備、消防水利・備蓄倉庫等の防災施設の整備など、市町村が取り組む施策への支援を拡充すること。
9. ライフラインの安全確保のため、点検作業や補修を促すとともに、非常時には速やかに復旧作業が進むよう関係業者と連携体制を強化すること。

10. 台風・豪雨・土砂災害などの自然災害に伴う避難情報については、市町村の避難判断や避難所開設が、より精度が高いものとなるようシステムの強化に取り組み、府民の適切な避難行動に結びつけること。
11. 市町村と連携し、感染症や複合災害を想定した避難所運営を支援すること。あわせて、マスクや消毒液など感染症を前提とした避難用資材の備蓄を拡充すること。
12. 災害時用備蓄としての乳児用液体ミルクの早期導入を図ること。
13. 市町村と連携のもと、ダムの放流も想定した避難訓練や、外国人住民、観光客に対する災害警報の発令から避難においても、ソフト・ハード両面で取組を一層進めること。
14. コロナ禍における分散避難の現実的な選択肢として、車中泊避難に対応する体制を拡充すること。
15. 医療救護所や避難所等において、災害支援薬剤師等が医薬品の調剤・供給・服薬指導等の業務を行うためのモバイルファーマシー（災害時対応医薬品供給車両）について、関係団体と協議・連携しながら、その導入を支援すること。
16. 2008年策定の「中間報告」の検証に基づき、計画された河川整備を早急に完成させるとともに、近年の大雨の分析を行い、内水氾濫対策を国、市町村と進めること。
17. 過去の台風及び大雨による道路の通行止め箇所や避難所等、緊急実態調査結果に基づき、早急に対策を図ること。
18. 世界遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群の研究成果を生かし、本府の前方後円墳や埋蔵文化財の研究を深めるとともに、新たな観光資源の開発、観光誘客の増加につとめること。
19. 人々の生活を豊かにする社会基盤である美術館・博物館・資料館等において、利用者が安心して楽しめる環境整備を推進するとともに、オンライン等を活用した新たな情報発信の取組を支援すること。

20. コロナ禍において厳しい状況にある子どもの貧困対策においては、教育、生活など各支援策が総合的かつ効果的に実施されるよう関係機関と連携を図りつつ推進すること。
21. 子どもの貧困対策を推進するとともに、ひとり親家庭、とりわけ母子家庭の支援を強化すること。
22. 防災会議における女性委員の割合が高い自治体ほどジェンダーを含む多様なニーズに応じた防災対策が大きく改善していることから、京都府防災会議における女性委員割合を裁量枠等も活用し、抜本的な向上を図ること。
23. 不妊検査への助成や助成対象となる治療の範囲拡大等、不妊治療に対する助成のさらなる拡充を図ること。
24. 少子化対策として、子ども医療費の無料化をさらに推進するとともに、小児科医の確保、コンビニ受診対策としての小児医療に係る相談窓口の充実など、地域の実情を踏まえた対策を講じること。
25. 京都府立大学の老朽化している施設・設備については、安心・安全でバリアフリーに配慮した、充実した教育・研究環境となるよう早期の整備に取り組むこと。
26. 人口減少と水需要低下が予測される水道行政に関しては、料金と給水の安定化のため、京都府は積極的に受水市町と連携し、今後発生する建設費や修繕費を最小に止められるよう、府営水道の更なる普及につとめること。
27. 府営水道の設備の更新や修繕に関しては、公衆衛生の観点でその必要性を周知し、値上げに関しては住民理解を十分に得ること。
28. 積極的な外国人材の受入れを推進すること。特に伝統産業においては新市場開拓、農業においては事業継続や拡大のために資する人材確保につとめること。
29. コロナ禍による雇用労働情勢の急変に伴う、外国人労働者や同雇用企業の実情を踏まえた支援策を講じること。
30. 外国にルーツを持つ住民に対する地域での日本語教育の拡充や空白地域の解消、学校における個別の状況に配慮した学習支援を推進すること。

31. 幼児教育無償化において、各種学校に関しても京都市との連携のもと何らかの支援体制を構築すること。
32. ヘイトスピーチについては、対策法に規定された「実情に応じた施策の実施」という地方自治体の役割を踏まえ、京都府として人権差別や人権侵害が起こらないよう有効な対策を講じること。
33. 食品ロスの削減については、家庭への啓発、企業・団体の参加を求めるとともに、フードバンクへの支援も含め積極的に取組むこと。また農家や食品メーカーなどの企業とこども食堂を直接マッチングさせるなど、新たな仕組みや可能性についても検証のうえ実施すること。
34. 多様な分野での活用が期待されるドローンについては、研究機関、大学、企業等とも連携し、その研究・活用・普及を図ること。
35. オンライン診療に対応する医療機関・薬局を拡充するため、関係団体との協議を進めるとともにその広報につとめること。
36. 動物虐待に関する対策として京都府警、京都市を含む各市町村や関係機関などと連携のもと電話や LINE などの SNS を利用した一括相談窓口を設置し、虐待された動物のケアも含め動物愛護の取組をより一層進めること。
37. コロナ対策として、障がいの種類に応じた本人・支援者のための対応ガイドラインを策定すること。
38. 公衆浴場の設備更新にあたり、京都府公衆浴場設備改善事業補助金等の支援策を拡充すること。あわせて、銭湯文化の発信や利用者目線での支援策を講じること。
39. 市町村が主体となる重層的支援体制整備事業が府内全域で実施されるよう、広域連携・人材育成等の支援を行うこと。
40. 障がい者グループホームの入居者に対する、家賃補助制度の創設を検討すること。
41. 依存症対策を拡充するため、相談支援体制の拡充を図るとともに、専門治療提供医療施設の整備に取り組むこと。あわせて、近年課題となっているゲーム・スマホ依存に対応するための予防教育を推進すること。

42. マンション管理の適正化を図るため、京都府計画を策定するとともに、認定制度等のマンション管理適正化施策を推進すること。
43. CSF(豚熱)対策においては、豚等飼養施設の衛生管理強化と、感染拡大の要因とされる野生イノシシに対する経口ワクチン散布など万全の対策を講じること。
44. ヒアリなどの特定外来生物対策においては、国との連携を図り、府民の生命・健康や産業に被害を及ぼすことがないように防除対策を強化すること。
45. 連続で発生する大雨による洪水対策を強化すること。府北部においては由良川水系の水位低下方法を検討するとともに、法川や弘法川の内水排除を強化すること。また、高野川、伊佐津川に関しては、溢水対策を進めること。府南部においては整備計画に基づき改修を早急に進めるとともに、大戸川ダムの役割については、京都府として再議論を開始すること。
46. 南海トラフ巨大地震や京都直下型地震を想定し、発災後の復旧を推進する家屋被害認定士制度の導入・推進を図ること。
47. 災害発生時の迅速な復旧・復興の基盤となる、地籍調査を積極的に推進すること。
48. 住宅用火災警報器については、電池切れ等の時期を迎えていることから、関係機関・団体と連携し、警報器及び電池の交換等に係る周知広報や働きかけを強化すること。
49. 認知症や障がいなど支援が必要な高齢者に対しては、専門家による成年後見制度の活用や多職種によるケアなど個別の状況に応じた適切な支援が提供できる体制を強化すること。
50. 個人の医療情報を一元化し、健康増進への寄与、医療費の適正化等の効果が期待されるポケットカルテの導入について、その促進を図ること。
51. 企業・経済団体やシルバー人材センター等との連携を強化し、高齢者の豊富な知識・技能・経験等を活かせる多様な就業機会を創出し、意欲のある高齢者とのマッチングを拡充すること。

52. より家庭に近い環境での養育を推進するため、里親の育成・支援、普及啓発を図るとともに、ファミリーホームの整備促進支援を拡充すること。
53. がん検診受診率向上については市町村や企業、医療保険者などと連携して受診啓発を行い、早期発見・治療を推進すること。
54. がん患者への支援として、府立医大附属病院をはじめとする各がん診療連携拠点病院へのアピアランスサポートセンター設置や、医療用ウィッグ・補整用下着等購入費助成制度の創設を図ること。
55. がん対策については拠点病院の機能強化、緩和ケア、在宅医療など医療体制の整備・充実を図ること。
56. 日常の口腔ケアに加え、口腔機能・口腔衛生の維持、向上を図ることによる、オーラルフレイル対策を更に推進すること。
57. 全ての新生児が出生時聴覚スクリーニング検査を受けられるよう、出産前から妊婦への丁寧な説明を行うとともに、経済的な負担を軽減する支援制度を創設すること。
58. 吃音に対する理解促進と相談支援体制の構築を拡充するとともに、教育現場における教員の対応力向上のための研修、就労支援や医療提供体制の充実を図ること。
59. 福祉・介護職員の処遇改善と人材の養成・確保に取り組むこと。
60. 指定難病が拡大したことから、制度の周知、新たな医療費助成制度の運営、医療体制の整備、療養生活の支援、相談体制の充実強化、就労の支援などを行うこと。また小児慢性特定疾病の患者が成人しても切れ目のない医療並びに自立支援が受けられるよう対策を強化すること。
61. アレルギー疾患対策については、基本法に基づいた計画を策定するとともに、府拠点病院の設置を推進すること。
62. てんかん、心的外傷後ストレス障害(PTSD)、摂食障害等の精神疾患については、医療体制の整備をはかること。

63. 待機児童問題については、京都府保育人材マッチング支援センターなどを通じた人材の確保や地域の実情に即した施設の整備を図るなど、その解消にむけて積極的に取り組むこと。
64. 医療的ケアの必要な障がいのある児童やその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、療養児を支える地域ネットワークの構築、ショートステイのさらなる確保、保育所等に専門的なアドバイスができる児童発達支援センターの設置、関係者への専門研修などに積極的に取り組むこと。
65. 医療的ケアの必要な障がいのある児童の重度訪問介護制度を京都府独自の制度として推進すること。また、保護者の付き添いなく学校生活を送ることができるよう看護師を配備すること。
66. 発達障がい児者の支援については診断できる医師の養成、生活・就労支援など地域における支援ネットワークの構築を図ること。
67. 障がい者の就労については、テレワーク等の活用も含め、相談から就労、定着までの総合的な支援を行うとともに、法定雇用率未達成企業に対する理解促進、施設・設備の整備、雇用管理など就労に係る総合的なサポートを行うこと。
68. 伝統産業については、新産業との技術の融合による新たな事業展開がなされるよう支援すること。あわせて、担い手の育成に取り組むとともに観光・流通業などと連携し販路拡大を図ること。加えて、歴史的な資産としての保存も検討すること。
69. 中小企業の経営支援、とりわけ小規模事業者に対する支援制度の広報周知を拡充するとともに事業承継に係る支援を強化すること。あわせて、今後増加することが見込まれているフリーランスへの支援策を拡充すること。
70. 京都府内において、過剰な労働環境が起りやすい企業の実態把握を進め、国の施策と連動し改善を図り、非正規労働の機会が多い学生に情報提供をするなど、府としての取組を強化すること。
71. 農業支援として、ブランド京野菜、また産地名、農業者個人の名称などを活かした新ブランド野菜の拡大を図り、後継者育成や個人農業従事者の支援、新規参入を支援すること。

72. 農業振興に関しては、都市近郊や中山間地などの特色を活かし、法人化や集団化をさらに推進するとともに、JAが核となって進める梱包や集荷の機械化や自動化を支援し、京産品のさらなる市場開拓を強化すること。
73. 深刻化する耕作放棄地の整備を推進し、新規就農者が参入しやすい環境を整えること。
74. 漁業支援として、京都府海洋センターの研究成果を漁業者に還元するとともに、稚魚の孵化率の向上などの品質改善に努め、利益回収がより高まる漁業者を育成すること。
75. 林業支援として、林業大学校をはじめとする林業に携わる人材育成、新規事業体の参入を支援する林業機械や運転資金など環境整備への支援をおこなうこと。また、公共施設のみならず、商業施設や民間施設など、様々な分野で幅広く府内産木材の利用を進めること。
76. 野生鳥獣被害対策においては、人材育成・確保策の充実を図り、鹿肉・猪肉の有効活用のための技術習得ができるような仕組みづくりを講じること。あわせて、防護ネットの整備等、ハード対策の強化につとめること。
77. 住宅セーフティネット法にもとづき、高齢者や障がい者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録戸数増加にむけては、関係団体への働きかけを積極的に行うこと。
78. 低所得高齢者の住宅確保については、サービス付高齢者向け住宅の適切な整備を推進するとともに、空き家活用による住宅提供など、支援策の構築を図ること。
79. 都市計画の推進、市町村が計画する土地用途の変更計画の審査が的確に進むよう、市町村との連携をより密接にすること。
80. 私立高校無償化の支援に関して、京都府として全国トップレベルの取組を継続できるように新たな施策を講じること。
81. いじめの未然防止、相談体制の拡充、早期発見、重大事態に対する取組を強化すること。あわせて、私立学校との協調も図ること。また、不登校対策については、学校における専門家による支援やフリースクールとの連携を図るなど取組を拡充すること。

82. 特別支援学校の早期の新設を促進すること。特に人口急増地域の実情をしっかりと把握し、将来にも対応出来る規模を確保すること。
83. 府立高等学校における体育館やグラウンドなどのハード整備に関しては、優先順位をつけるなどし、早期に整備を進めること。
84. 府立高校や特別支援学校のとりわけ体育館エアコン設置やトイレ洋式化など、施設整備を図ること。
85. 識字障がいによる発達障がい児者の対策を進めるため、研究機能を持つ教育機関との連携や府立医科大学における研究を推進するなど、その対応をはじめること。
86. 緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備を図ること。とりわけ視覚や聴覚、身体等に障がいのある児童生徒の端末使用に対応した入出力支援装置の整備を支援すること。
87. 二輪車の駐車場整備については、その需要を把握したうえで各自治体と連携し、違法駐車をなくすためにも、駐車規制とともに積極的に推進すること。
88. 再犯防止対策として、犯罪者の就労・住居・生活、保健医療・福祉サービスに係る支援を拡充すること。
89. 青色防犯パトロールの運行や地域の安心・安全のために実施される防犯活動に対し、一層の財政支援を行うこと。
90. 運転免許の自主返納については、当事者及び家族が相談できる体制を拡充するとともに、市町村・関係団体と連携を図り、自主返納された方に対する各種支援策を強化すること。







公明党京都府議会議員団